

マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！

利用者証明用電子証明書(数字4桁)の用途

- 健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログインをする際に利用します。
- 「ログインした者が、あなたであること」を証明することができます。



こんなことに使います！



- ✓ マイナ保険証としての利用
- ✓ マイナポータルへのログイン
- ✓ コンビニでの住民票等交付サービスの利用

※電子証明書が有効期限を迎えると、上記の一部機能が利用できません！速やかに更新をお願いします。

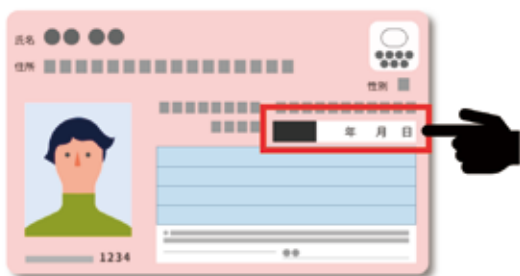
※マイナンバーカードには、署名用電子証明書(英数字の6～16桁)もあります。

電子証明書の有効期限について

電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。

電子証明書の有効期限を確認するには？

マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。
記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



マイナポータルに
ログイン

▲マイナポータル

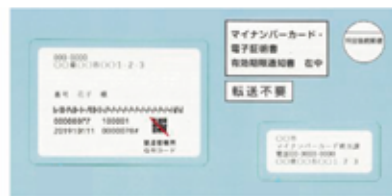


更新するにはどうしたら良いの？

有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書(右図)が送付されます。
通知が来ていなくても有効期限の3カ月前から更新ができます。

同封のパフレットをご一読のうえ、余裕をもってお早めにお住まいの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。
なお、電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。

※電子証明書の更新と再発行の手続きはオンラインではできません。



▲有効期限通知書の封筒

マイナ保険証利用登録のお願い

令和7年12月2日をもって、従来の健康保険証の使用ができなくなります。医療機関等では原則マイナ保険証を利用して受診することになります。これに伴い、従来の健康保険証をお持ちの方でマイナ保険証による資格確認ができない方等の情報を受けて、ご本人の申請を要することなく当組合より、令和7年秋頃に「資格確認書」の一斉交付を予定しております(お勤めの方は事業所宛、任意継続の方はご自宅宛)。今後マイナ保険証の利用を予定されている方、または電子証明書の有効期限が経過している方は、お早めの手続きをしていただきますようお願い申し上げます。